

#### KAIZEN CPA LIMITED 啓源会計士事務所株式会社

Rooms 2101-05, 21/F., Futura Plaza 111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong 香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室 T: +852 2341 1444 E: info@kaizencpa.com

# シンガポール会社向けコンプライアンス

特に明記しない限り、本見積書で紹介されるシンガポール会社とは、シンガポール会社法(Companies Act,Chaper 50 of Singapore)に基づき設立される非公開株式会社(private company limited by shares)を指します。

会社はシンガポールで設立された後、シンガポールの「会社法」及び「所得税法 (Income Tax Act)」の規定に基づき、シンガポールの住所を会社の登録住所として登録したり、シンガポール居住者 1 人を会社秘書役として選任したり、年 1 回の株主総会を開催したり、年次報告書(Annual Return)を提出したり、財務諸表を作成したりしなければなりません。特定の規定に該当する場合、会社は公認会計士を雇い、その年次財務諸表の監査を行う必要があります。また、会社は期限内に内国歳入庁(IRAS)へ法人税申告書やその証明書類(例えば監査済財務諸表)及び年間給与明細書を提出する必要があります。

本稿は、シンガポール会社設立後の各申告・維持責任及び関連費用について 6 つの節に分けて紹介します。第 1、4 節は、シンガポール会社法で規定されている申告及び財務報告に関する責任について述べます。第 3 節は、主にシンガポール所得税法によって定められた申告責任について説明します。第 5 節は、シンガポールの中央積立基金(CPF)制度及び雇用主の拠出義務について説明します。第 6 節は、当事務所がシンガポール会社を維持する最低限度の費用を紹介します。本稿の維持費用は概算金額であり、あくまでも参考用です。最終的な費用は、実際の状況に応じて決定されます。

本稿の内容には、シンガポール会社がシンガポール法律に従い遵守すべき全てのコンプライアンス・維持及び申告の責任が含まれません。本稿の内容について何かご不明な点がありましたら、又はより詳細なシンガポール会社の維持事項を知りたがったら、当事務所の専門コンサルタントまでお気軽にお問い合わせください。

本稿の内容には特定の規制事業に必要なライセンス・許可が含まれません。シンガポール会社の事業活動が保険仲介業又は旅行会社業務等の規制事業に該当する場合には、関連するライセンス・許可の別途申請が必要です。詳細について、当事務所の専門コンサルタントまでお気軽にお問い合わせください。

#### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F. Di Wang Commercial Centre 5002 Shennan Road East Luohu District, Shenzhen, China 中国深セン市羅湖区深南東路5002号 地王商業センター12階1203-06室 T: +86 755 8268 4480

#### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B Guangqi Culture Plaza 2899A Xietu Road, Xuhui District Shanghai, China 中国上海市徐匯区斜土路2899甲号 光啓文化広場B棟6階603室 **T**: +86 21 6439 4114

#### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

#### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4 Chung Hsiao East Road Daan District, Taipei Taiwan 10688 台湾台北市大安区忠孝東路四段 142号3階303室 郵便番号: 10688 T: +886 2 2711 1324

#### **TOKYO** 東京

308 BIZMARKS Akasaka 2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo Japan 107-0052 日本東京都港区赤坂二丁目16番6号 BIZMARKS赤坂308室 郵便番号: 107-0052 **T**: +81 3 5776 2637

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court Singapore 069538 T: +65 6438 0116

#### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F. Menara Teguh Alila Bangsar 58 Jalan Ang Seng 50470 Kuala Lumpur, Malaysia T: +60 17 672 0203

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F. New York, NY 10013, USA T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park Bromley, Greater London BR1 1LU, UK T: +44 20 8176 3860

## 1. 会社法によるコンプライアンス要求

### 1.1 会社秘書役

シンガポール会社法に基づき、全てのシンガポール会社は設立後 6 ヶ月以内に秘書役を 1 人選任しなければなりません。実際に、初代の秘書役は会社設立の時に委任されます。会社秘書役は取締役(会)によって委任され、その報酬は取締役(会)によって決定されます。その後、秘書役が変更された場合(個人情報の変更を含む)、会社は変更後 14 日以内にその変更を会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority: ACRA)に通知する必要があります。

シンガポール会社の秘書役となる者はシンガポール居住者でなければなりません。シンガポール居住者とは、シンガポール国民、永住者、シンガポールの EP・S Pas・アントレパスの保持者を指します。

会社秘書役の責任は以下の通りです。

- (1) 名目的取締役(Nominee Director)名簿及び実質的支配者名簿の作成・保管
- (2) 取締役会及び株主総会の議事録・書面決議書の作成・保管
- (3) 会社の各法定記録帳の作成・保管
- (4) ACRA への通知書及び申告書の提出

### 1.2 登録住所(Registered Office)

シンガポール会社法の要求により、全てのシンガポール会社は設立日からシンガポールにおける登録住所を有しなければなりません。登録住所とは、会社までの連絡・通知を受け取り、且つ会社の登録書類及び法定記録帳を保存する住所です。

登録住所は営業日の通常営業時間内に 5 時間以上運営しなければなりません、且つ公衆に訪問されることができます。登録住所はシンガポールにおけるレンタル住所でなければなりません。メールアドレスは登録住所とすることができません。

### 1.3 現地取締役(Local Director)

シンガポール会社法の要求により、全てのシンガポール非公開株式会社はシンガポール居住者を取締役として委任する必要があります。現地取締役は以下の各項に該当する必要があります。

- (1) シンガポール国民、永住者、又は EP もしくはアントレパスの保有者であること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 完全な法的能力を有すること。
- (4) 会社取締役としての資格(例えば破産手続開始後、復権を得ない者)を有すること。

### 1.4 会社名称と個別企業登録番号の開示

会社名称は、会社印鑑、及び会社又は会社を代理して発行・署名した全てのビジネスレター、勘定書、領収書、官報、出版物、為替手形、約束手形、裏書、小切手、注文書、レシート及び信用状等にローマ字で明記されなければなりません。

個別企業登録番号(Unique Entity Number: UEN)は、会社又は会社を代理して発行・署名した全てのビジネスレター、勘定書、領収書、官報及び出版物などに明記されなければなりません。

### 1.5 会社の高級管理職とその情報の変更

取締役、最高経営責任者、秘書役及び監査人等の委任が変更された場合(委任、辞任を含む)、会社は変更する日から 14 日以内に ACRA に通知する必要があります。

さらに、取締役、最高経営責任者、秘書役及び監査人等の個人情報(国籍、パスポート番号、住所等)が変更された場合、会社は変更する日から 14 日以内に ACRA に通知する必要があります。さもなければ、ACRA は会社の違反行為に対して罰金を課します。

### 1.6 年次株主総会

年次株主総会(Annual General Meeting: AGM) は会社の法定会議であり、年に 1 回開催されます。年次株主総会を通じて、会社はその経営状態を株主に報告します。AGM で、会社は株主へ年次財務諸表を提出する必要があり、株主は会社の財務諸表及び経営状態について質問をすることができます。また、株主は会社の重要事項(例えば、取締役の選任又は配当金)の決定について投票を行うこともできます。

シンガポール非公開有限責任会社は会計年度末日から6ヶ月以内にAGMを開催しなければなりません。さもなければ、会社及びその高級管理職全員は会社法に違反し、5,000 シンガポール・ドル(以下「SGD」という)以下の罰金が課されます。

会社は年次株主総会の開催及び年次報告書(Annual Return)の提出のために、定められた期限内に AGM を開催できなくて、且つ年次財務諸表を作成する時間がさらに必要となる場合に、年次株主総会の延期を申請することができます。

## 1.7 年次申告書(Annual Return)

シンガポール非公開有限責任会社は会計年度末から7ヶ月以内に年次報告書を ACRA に提出しなければなりません。さもなければ、会社及びその高級管理職全員は会社法に違反し、5,000 SGD 以下の罰金が課されます。会社の高級管理職は法廷において起訴され、高級管理職を務めることが禁止される可能性があります。

## 2. コープパスの登録と維持

コープパス(Singapore Corporate Access、CorpPass)は会社の電子 ID であり、政府機関のウェブサイトに登録し、政府機関との取引及び申告に使用されます。例えば、会計企業規制庁のウェブサイトにアクセスして会社の法定書類を提供し、内国歳入庁(IRAS)のウェブサイトにアクセスして会社の法人税を申告します。

規定により、全てのシンガポール会社はコープパスを申請する必要があります。コープパスはシンガポール会社がシンガポール政府に関する手続きを行うために使用できる唯一の認証方法です。

### 3. 税法によるコンプライアンス要求

### 3.1 法人所得税

シンガポール納税者は、会計年度末(FYE)から 3 ヶ月以内に税務機関へ見積課税所得額 (ECI)を提出する必要があります。但し、2017 課税年度及びその後の年度では、以下の要件に該当する場合は申告が不要です。

- (1) 会計年度内の年間収入は 500 万 SGD 未満であること。
- (2) その会計年度に見積る税がないこと。

税務機関は毎年 5 月に納税者へ番号付き申告書 C を送付します。納税者は申告書を受け取った後、要求に従い記入し、電子申告又は郵送等で税務機関へ提出します。税務機関は納税者の提出した申告書類を申請し、納税通知書(Notice of Assessment)を納税者に郵送します。納税者は納税通知書を受け取る日から 1 ヶ月以内に税金を納付します。さもなければ、税務機関は未払い税金に対して罰金を課します。

### 3.2 物品サービス税(Goods and Service Tax: GST)

### (1) GST 事業者登録

物品サービス税(以下「GST」という)はシンガポール現地において物品又はサービスを提供し、又はシンガポールへ商品を輸入する際に発生する税金です。シンガポールで物品・サービスを提供し、且つ年間課税売上高が100万 SGD を超える(又は100万 SGD を超えると見込まれる)事業者はGST 登録をしなければなりません。GST 登録を行う義務が発生する日から30日以内にIRAS に通知しなければなりません。

物品又はサービスの大部分が輸出される場合、又は免税取引(Zero-rated Supplies)である場合は、GST 登録が不要です。

会社は GST 課税業者として登録する方が有利だと判断した場合、GST の登録義務がなくても任意に登録を申請することができます。登録申請が成功するか否かは GST 部門監査官(Comptroller of GST)によって決められます。申請が承認された場合、会社はその登録を 2 年間以上維持する必要があります。

#### (2) GST の申告・納付

一般的に、会社は四半期ごとに GST を申告しなければなりません。GST 部門監査官 に毎月又は半年ごとの申告を申請することもできますが、申請が承認されるか否かは 監査官によって決められます。

GST 登録をしている会社は申告期間の末日までに(即ち、会計期間末から1ヶ月以内に)GST の差額を納付しなければなりません。例えば、2020 年 3 月(第一四半期)までの会計期間の場合、申告期限は 2020 年 4 月 30 日となります。

### 3.3 年間給与明細書

従業員を雇っているシンガポール会社は雇用主として毎年 3 月 1 日までに、シンガポールで働いている従業員全員のために、フォーム IR8A 及び添付書類 8A、添付書類 8B 又はフォームIR8S(適用の場合)を作成する必要があります。従業員は上述のフォームに基づいて個人所得税の申告を行います。

従業員を 7 人以上雇用しているシンガポール会社は、毎年 3 月 1 日までに IRAS にフォーム IR8A を提出しなければなりません。従業員が 7 人未満である場合、記入済 Form IR8A を発行することは結構であり、IRAS への提出は不要です。

### 4. 年次財務諸表と監査

### 4.1 財務諸表

シンガポール会社法により、年次株主総会(AGM)前の半年以内に作成された監査済財務諸表を株主全員に渡し、会議で提出する必要があります。一般的に、1 つ又は複数の子会社を持っており、シンガポールで設立された会社は連結財務諸表を作成しなければなりません。但し、シンガポール財務報告基準(SFRS)第 110 号「連結財務諸表」による特定基準に該当する場合、この限りではありません。

財務諸表には以下の書類が含まれています。

- (1) 損益計算書及びその他の収支書
- (2) 財務状況書
- (3) 持分変動計算書
- (4) キャッシュフロー計算書
- (5) 重要な会計方針及びその他の情報を説明する書類

シンガポール財務諸表基準第1号により、財務諸表には取締役報告書(Director's Report) 及び会計監査人の監査報告書(Auditor's Report)が含まれる必要があります。取締役は、財務諸表が会社の財政状態を真実かつ公正で反映され、会社が満期の債務を弁済する能力があると信じる合理的な理由があることを宣言しなければなりません。

### 4.2 監査人(Auditor)の委任

シンガポール会社法の規定により、シンガポールで設立された全ての有限責任会社は設立する日から 3 ヶ月以内に監査人(Auditor)を委任し、毎年の財務諸表の監査がシンガポールの公認会計士によって行われなければなりません。但し、会社法第 205B(休眠会社)及び 205C(小規模非公開会社)に該当して監査が免除される場合、この限りではありません。

### 4.3 監査の免除

会社は以下の要件に該当する場合に小規模会社とみられ、法定会計監査が免除されます。

- (1) その会計年度内に非公開会社とみられること。
- (2) 直近連続2会計年度内に、以下の3つ基準のうちに2つに該当する場合
  - (i) 各会計年度の年間収入総額は 1000 万 SGD を超えないこと。
  - (ii) 各会計年度の総資産は 1000 万 SGD を超えないこと。
  - (iii) 各会計年度の従業員数は 50 人を超えないこと。

小規模グループの一部(親会社又は子会社)を構成している会社は、以下の要件に該当する場合、会計監査が免除されます。

- (1) その会社が小規模会社としての資格を有すること。
- (2) 所属するグループが「小規模グループ」としての資格を有すること。

### 4.4 未監査の財務諸表 (Unaudited Financial Statements)

適格な小規模会社は、監査人を委任し、監査人に年間財務諸表の監査を行わせる必要がありませんが、未監査の財務諸表を作成しなければなりません。未監査の財務諸表の作成は、IRAS 及び ACRA への年間納税申告書及び年次申告書の提出要件に該当します。一連の未監査の財務諸表は監査報告書との違いが監査人の監査意見のみが欠けており、基本的には同じです。未監査の財務諸表には説明書類が含まれ、取締役会の報告書及び取締役会の声明が添付されます。上述の報告書は、シンガポール会計基準(SFRS)に基づき作成され、国際財務報告基準(IFRS)に該当します。

## 5. 中央積立基金の登録・拠出

シンガポールの中央積立基金(Central Provident Fund: CPF)とは、政府、雇用主、従業員が共に支えており、法律より保護されている強制貯蓄制度です。シンガポール会社は従業員を雇用する前に、中央積立基金庁に積立基金を申告・納付するためにシンガポールの中央積立基金庁(CPF Board)に登録を行い、CPF 登録番号(CSN)を取得しなければなりません。雇用主は中央積立基金法(CPF Act)に基づき、所定の拠出率で CPF に積み立てるとともに、従業員の月給から拠出金として納付すべき積立基金を控除する必要があります。

雇用主は毎月末に中央積立基金を中央積立基金庁に納付しなければなりません。一般的には、 雇用主は 14 日間の猶予があります。即ち、雇用主は賃金支給月の翌月 14 日までに拠出金を支 払うことができます。

## 6. コンプライアンスのコスト

上述第 1~5 節の通り、シンガポール会社は ACRA に登録された後、シンガポールの会社法及び 税法の各規定(例えば会計年度の決定及び監査人の委任等)に従わなければなりません。さらに、 会社は規制事業を行う場合、関連する管理部門にライセンス・許可を申請する必要があります。 当社のシンガポールにおける公認会計士事務所は、会計記帳、財務諸表監査、税務申告、給与 計算及び支払代行等の全面的なコンプライアンスサービス及び業務サービスを提供しています。 シンガポール会社の一部の維持サービス及び費用について下表をご参照ください。

番号	サービス項目	サービス費用(SGD)	
	基本的な年間維持サービス		
1	現地の名目的取締役(備考1)	毎年	2,000 から
2	会社秘書役	毎年	750
3	登記住所	毎年	400
4	AGM 書類の作成及び年次報告書(Annual Return)の提出	毎年	300
5	CorpPass の維持(備考 2)	毎年	適用外
	その他維持サービス(オプション)		
6	会計記帳(備考3)	毎月	300 から
7	法人所得税申告	毎年	1,000
8	GST 事業者登録(任意登録)	一括	600
9	GST 事業者登録(強制登録)	一括	300
10	GST の申告(備考 4)	毎四半期	300
11	年次財務諸表の法定監査(備考 5)	毎年	2,000 から
12	未監査の財務諸表の作成(監査が免除される場合)(備考	毎年	700 から
	6)		
13	給与サービス(備考 7)	毎月	1 人あたり 100
14	Form IR8A(年間給与明細書)の作成・提出	毎年	1 人あたり 100

## 備考:

(1) シンガポール会社が休眠会社である場合、名目的取締役サービス費用は年間 2,000 SGD です。シンガポール会社の年間売上高が 500 万 SGD を超えない場合、当事務所の名目的 取締役サービス費用は年間 3,000 SGD です。シンガポール会社の年間売上高が 500 万 SGD 以上、1,000 万 SGD 未満である場合、当事務所の名目的取締役サービス費用は毎年 4,000 SGD となります。年間売上高が 1,000 万 SGD を超えた場合、名目的取締役サービス 費用は別途相談となります。

- (2) 当事務所はコープパスの管理者(CropPass Administrator)としてコープパスを管理・維持します。
- (3) 会計記帳サービス費用は会社の取引回数によって計算されます。詳細は下表をご参照ください。

月間取引回数	会計記帳の月間費用(SGD)
1 – 50	300
51 - 100	500
101 – 150	700
151 – 200	900
201 – 250	1,100
251 以上	別途相談

- (4) GST 申告サービス費用は四半期ごとに 300 SGD です(会計記帳も当事務所に委託する場合)。その費用はサービスを提供する前に請求され、支払われます。
- (5) 当事務所の財務諸表の法定監査サービス費用は、会社の業務性質、経営状況の複雑性 及び取引額等によって決定されます。一般的に、財務諸表の監査費用は 2,000SGD からで す。当事務所は会社の財務諸表を確認した後、より正確な見積もりを提供します。
- (6) 当事務所の未監査の財務諸表の作成費用は、会社の業務性質及び会計書類の複雑性によって決定されます。
- (7) 当事務所の給与サービスには具体的に以下の通りです。
  - (i) 納付すべき中央積立基金及びその他社会保険料の計算
  - (ii) 従業員に支払うべき給料の手取り額の計算
  - (iii) 給与明細書の作成·発行
  - (iv) 中央積立基金庁への中央積立基金の毎月拠出

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール : info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com